

日韓自由貿易協定

— 地方版自由貿易協定の視角から —

小川 雄平

1. 急増する地域貿易協定と東アジア

90年代以降、二国間や多国間で地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）を締結する動きが盛んになった。その結果、世界貿易機関（WTO）に通報された地域貿易協定の締結数は、2004年5月1日現在で208に達している⁽¹⁾。地域貿易協定には、NAFTA（北米自由貿易協定：94年発効）に代表される自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）やEU（欧州連合：93年域内単一市場完成）のように共通関税政策を採る関税同盟（CU：Customs Union）があるが、自由貿易協定（FTA）が圧倒的に多い。

自由貿易協定（以下、FTAと略記）は、協定締結国が相互に関税や非関税障壁を撤廃する結果、域内貿易を大きく拡大し、域外国からの投資の増加も相俟って経済成長に貢献する。域内貿易の拡大は、関税・非関税障壁の撤廃によって貿易取引が拡大する部分と、関税分がハンディキャップとなって域外貿易が域内貿易に取って代わられる部分とから成る。前者が貿易創造効果、後者が貿易転換効果である。さらに、NAFTAやMERCOSUR（南米南部共同市場：95年1月発足）の経験から、貿易や投資の拡大による経済成長が域外国との貿易を誘発・拡大することも知られている。しかし、FTA締結の狙いは、いうまでもなく域内貿易の拡大にある。換言すれば、域外国に関税分のハンディキャップを負わせることで、域内市場を保護することになるからである。90年代に93の協定が締結されたというのも、急激なグローバリゼーションの波が各地に容赦のない規制の撤廃と自由競争を強要したことへの反動であろう。

ところが、世界各地でFTAが次々と締結されるようになると、域内市場の保

護という本来の目的が掘り崩されてしまうことにもなりかねない。というのは、例えばメキシコは過度の対米依存からの脱却を図るために、既に11のFTAで42カ国（米国・カナダ・中南米9カ国・EU25カ国・EFTA4カ国・イスラエル・ウルグアイ）と自由貿易を実施しているが、域外国もメキシコとFTAを締結してしまえば、メキシコに企業進出することで、メキシコの協定締結国42カ国との自由貿易が可能になるからである。域外国がメキシコを通じて次々に域内国化し、域内市場は無限に拡大して行く。それは同時に、協定の目的である域内市場の保護が、次々に掘り崩されて行くことを意味しよう。それでも、何らかの協定に参加しなければ、参加しないことによる不利益はますます大きくなるのである。

しかし、日本をはじめとして韓国・中国等東アジア地域では、世界の趨勢とは異なり、90年代にFTAを締結する動きは皆無であった。世界の主要国が次々に何れかの協定に加わってしまい、取り残されたのは日本・韓国・中国・台湾・香港といった東アジアの数カ国・地域ということになると、協定に加わらないことは自由貿易圏から締め出されることを意味し、孤立による不利益はきわめて大きくなる。何処に輸出しようにも、関税分が常にハンディキャップとなり、その分だけ国際競争力を削がれることになるからである。

こうして東アジア地域でも、遅れ馳せながらFTAの締結が模索されるようになり、2002年1月に日本とシンガポールの間で「日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA：Japan-Singapore Economic Partnership Agreement）」（2002年11月発効）の締結をみたのである⁽²⁾。続いて日本は、メキシコとの交渉に臨み、難航した豚肉・牛肉・鶏肉・オレンジ生果・オレンジ果汁の農産5品目に低関税枠（一部無関税枠）を設けることで大筋合意をみた（2004年3月）。このメキシコとの協定は、日本にとっては農業分野を含む初の包括的なFTAとなる。

韓国は2003年2月、チリとの間で最初のFTAを締結した⁽³⁾。同協定は農民の強い反発を招いて韓国国会の批准に手間取り、発効は2004年4月にずれ込んだ。台湾も2003年8月、パナマとの間で初のFTA締結に踏み切った⁽⁴⁾。

中国はまだFTAを締結するには至っていないが、2002年11月、ASEANとの

間で、2010年の完成（ベトナム等ASEAN後発4カ国とは2015年完成）を目指すFTAの枠組み協定に合意した。この協定には農産物のアーリーハーベスト・プログラム（先行関税引き下げ措置）が含まれており、中国はASEANのタイ・シンガポール・マレーシア・ベトナム・ミャンマー・ブルネイとの間で、2004年1月1日から、生鮮野菜・鶏肉・魚肉・花卉・果物等8分野の段階的関税引き下げを実施している。これら8分野の関税は、その全対象品目について、2006年1月1日までに（ASEAN後発国については2008年1月～2010年1月までに）撤廃されることになっている⁽⁵⁾。同時に中国は、タイとの間で相互に188品目（タイ側の6桁分類では116品目）の農産物（野菜・果物）の関税撤廃を2003年10月1日から前倒して実施している⁽⁶⁾。

さらに、中国は2002年11月4日、「ASEAN+3（日・中・韓）」首脳会議中の日中韓首相会談で日中韓のFTA締結を提案した。また中国は2003年9月、香港との経済貿易緊密化協定（CEPA）に正式に合意し、2004年1月1日から香港製品273品目の関税免除とサービス関連17分野の香港企業への開放を決定している⁽⁷⁾。

このように、最近になって、東アジア各国もそれぞれにFTA締結に踏み出し、協定締結国との間で無税や低率関税による貿易取引を享受している。問題は、98年から締結が模索されながらも、今日に至るまで締結の目途も立たない日韓FTAの帰趨である。本稿では、締結の阻害要因を明らかにし、阻害要因の影響が軽微だと思われる「地方版FTA」を提起することにした。

2. 日韓FTAと農水産物保護

(1) 日・韓のFTAの模索

日本も韓国も、貿易自由化によって大きな犠牲を被る農水産業等のセンシティブな産業部門を国内に抱えている。したがって国内産業に犠牲を強いる貿易の自由化は、専らWTO（世界貿易機関）の多国間交渉の枠組みで行われてきた。WTOの権威で犠牲となる関係者を納得させてきたのである。しかし、90年代にFTAの締結が相次ぎ、世界のGDP総計の90%以上を占める上位30カ国が

次々に地域貿易協定に加盟してしまい、如何なる地域貿易協定にも加盟していないのは、日本・中国・韓国・台湾の東アジア4カ国・地域だけとなると、地域貿易協定に加盟していないことで被る不利益はきわめて大きくなる。そこで、日・韓国国ともに地域貿易協定の締結を模索するに至った。各々が具体的な相手国とのFTAの締結に踏み出したのである。

FTAの締結は、国内産業に犠牲を強いる貿易自由化措置を、特定国との間で個別に実現して行くことである。したがって、最初の締結交渉相手は、①補完関係が大きい（国内の犠牲が少ない）貿易相手国で、②貿易量は少なくはないが、さほど重要ではない（影響が少ない）貿易相手国ということになる。こうして、日本は農業部門を持たないシンガポールを、韓国は補完関係の大きいチリを、それぞれ最初の交渉相手に選んだのである。

これに対して日・韓国国は、各々お互いに米・中に次ぐ第3位の貿易相手国である（2003年）。この日・韓国国の間でFTAが締結されると、人口規模で1億7000万人、GDP（国内総生産）規模では4兆6000億ドルに達し、世界貿易の9%を占める巨大単一市場が出現するといわれている。関税・非関税障壁の撤廃による貿易の拡大はもちろん、企業淘汰が進んで競争力のある企業が育つ等の波及効果も大きいと考えられる。したがって、日・韓はお互いをFTA締結相手の本命と見ているのであるが、お互いが最重要貿易相手国であるだけに影響は大きく、締結には慎重にならざるを得ない。とくに問題となっているのは、高関税で守られている日本の農水産物と韓国の工業製品への影響である。先ず、日本の最もセンシティブな産業部門だといわれる農水産物を取り上げよう。

最初に確認しておかねばならないことは、シンガポールの事例のように、仮に締結交渉の相手国が農水産物の例外扱いに同意したにしても、WTOの課している要件に抵触する場合には、そのFTAは認められないということである。WTOもその前身のGATTも、すべての加盟国は相互に最恵国待遇を与え合うことになっている。いわゆる無差別原則である。二国間や多国間のFTAはこの無差別原則の例外であるから、GATT規約第24条では、FTAの締結によって域外国からの市場アクセスを協定締結前より困難にしないように求め、さらにFTAを「実質上のすべての貿易の自由化達成の定めを含んだ協定」でなければなら

ないと規定している。

ところで、この「実質上のすべての貿易」という文言は、自由化達成に例外扱いを認めたものと解されるようになり、貿易量の10%以内で、かつ特定部門を一括除外していなければ、例外品目を残したFTAであっても認められるというのが一般的な解釈となっている。事実、EUとメキシコとのFTAでは、多数の農産物が例外品目や合同理事会検討品目とされ、無税化を先送りされている⁽⁸⁾。

さて、日本の最初のFTA交渉相手は、周知のように、国内に農業部門を持たないシンガポールであった。ところが、交渉に入って、シンガポールには「観賞魚」という輸出農水産品のあることが解り、金魚の産地への影響を恐れた日本政府は「観賞魚」の例外扱いをシンガポール側に認めさせて、協定を締結したのであった。シンガポールの「観賞魚」は熱帯魚であるから、金魚との競合関係はきわめて小さい。日本政府の神経質な反応が認められるのである。

(2) センシティブ部門の部分開放

しかし、次のメキシコとの交渉では、センシティブな部門だといわれる皮革製品の関税引き下げに同意した。加えて、メキシコの主要輸出品である農産品についても、これを例外扱いとすることは出来ず、野菜・果実等約300品目の関税撤廃に応じることになったのである。

問題となったのは、豚肉・オレンジ果汁・牛肉・鶏肉・オレンジ生果の農産5品目の関税撤廃である。なかでも、メキシコの最大の対日輸出品である豚肉については、日本の採る複雑な関税制度の撤廃が要求された。豚肉（生鮮・冷蔵・冷凍）に課される関税は、分岐点価格（1kg＝524円）以下のものについては基準輸入価格（1kg＝546.53円）と輸入価格との差額となり（差額関税）、分岐点価格を超えるものについては輸入価格の4.3%の従価税となっている⁽⁹⁾。メキシコは当初、差額関税制度を不合理だとして、その撤廃を強く主張した。しかし、メキシコ産の豚肉の大半が分岐点価格を超える高級品であることに鑑みて、結局は差額関税制度の存続には同意し、従価税の撤廃を求めようになった。こうして、豚肉に加えてオレンジ果汁の関税撤廃が交渉の焦点となったのである。

日本側は最後まで、メキシコの主要輸出品である豚肉やオレンジ果汁の関税を撤廃しなかった。しかし、豚肉初年度3万8000トン（5年目に8万トンに拡大）、オレンジ果汁初年度4000トン（5年目に6500トンに拡大）については、現行従価税（税率4.3%と25.5%）の2分の1の低関税枠を設定した。また、輸出実績のほとんどないオレンジ生果・牛肉・鶏肉については、当初2年間（鶏肉のみ1年間）の市場開拓枠として各10トンの無税枠を認めた。ただし、鶏肉は2年目から2500トン（5年目に8500トンに拡大）、牛肉・オレンジ生果は3年目から各々3000トン（5年目に6000トンに拡大）と2000トン（5年目に4000トンに拡大）に、輸入枠を拡大することになるが、関税率は協定発効後1年目と2年目に協議するという形で先延ばしされた。これら農産5品目については、協定発効後5年目に再協議されることになっている¹⁰。

鶏肉はメキシコからの輸入実績はなく、最初から相当数の低関税枠を設定しても問題はなかったが、次に控える鶏肉輸出国タイとのFTA交渉への影響を考慮して、税率の決定を先延ばしするという強かな戦術を採らせることになったようである¹¹。

このように、日本の方針は、センシティブな品目すべてを聖域視するのではなく、どうしても保護すべき品目とそうでない品目とを区別するように変わって来た。保護すべき品目についても一定量の低関税枠設置には応じるようになって来た。したがって、韓国とのFTA締結に際して、問題となる農産品についても交渉の余地はあるとあってよい。とするなら、日本側の阻害要因は、次に見る水産品の保護ということになる。

日本は、国内漁業の保護と水産資源の乱獲防止の観点から、先進国では唯一、日本近海で捕獲される水産物を対象に輸入金額や輸入数量を制限する輸入割当制度を採用し、水産品の輸入を制限している（表1参照）。水産品の輸出拡大を狙う韓国としては、輸入割当制度は過剰な保護政策として撤廃を迫りたいところである。水産資源の乱獲防止のためだといいいながら、国内の漁獲量には何ら制限を設けず、輸入だけに数量制限を課しているのは、国内漁業の保護政策だと見なされても仕方あるまい。

問題の解決を図る途は、日・韓で、出来れば中国・朝鮮やロシアも加えて、

水産資源の涵養を図り乱獲を防止するための協議の場を早急に設置し、FTAの交渉とは切り離すことである。水産大国中国では、東北部から華南までの広大な海に、コンブ・ワカメ等の海藻の海中林が造成され、環境保全と水産資源の涵養が図られているという¹³⁾。日本・中国・南北朝鮮・ロシアが共同で、漁業資源の涵養を図る取り組みを始めるとともに、乱獲防止の観点から、沿岸海域で捕獲される個々の水産物の年間漁獲量の上限を決定しておくのである。こうすれば、水産資源の乱獲は防止されるので、日・韓の水産品を巡るFTA交渉は、関税障壁の撤廃問題に集中できることになる。

表1 水産物の輸入割当枠

品 目	割 当 枠
スケソウダラ	1,027,000トン
ブリ・サンマ・貝柱・煮干し	2,640万ドル
ホタテ	5,720トン
タラ	72,700トン
コンブ	2,960トン
韓国産水産物*	4,000万ドル
バラ干しアオノリ・ヒトエグサ	130トン
ニシン（太平洋種を除く）	64,300トン
アジ	123,800トン
イワシ	50,000トン
サバ	224,800トン
タラの卵・干しスルメ	84,000トン
干しスルメ	4,500トン
コンブ調整品	500トン
ノリ	24,000万枚
イカ	59,950トン
太平洋種ニシン	71,000トン

* アジ・サバ・イワシ・タラ・ホタテ・ブリ・サンマ・貝柱・煮干し
出所：『朝日新聞』2004年6月17日。

上に見たように、水産品についても、水産資源乱獲防止の問題は関係国で別途解決することにして切り離せば、日本国内の漁業保護の問題となり、関税・非関税障壁撤廃交渉の余地はあるといってよい。次に、節を改めて、韓国側の阻害要因である貿易不均衡の問題を見ておくことにしたい。

3. 日韓FTAと貿易不均衡

(1) 対日輸入規制の撤廃と貿易赤字の増大

日韓FTAの締結がなれば、非関税障壁の撤廃による通関手続きや基準認証の共通化で、とくに韓国側にコスト削減と輸出増大の効果が大きいと見込まれている。しかし、協定締結に消極的なのは韓国の方である。というのは、韓国は対日貿易で年間100億ドルを超える巨額の赤字を計上しており、関税撤廃によって対日赤字がさらに大きく拡大するのではないかと危惧されるからである。

韓国は1978年から日本との貿易不均衡を解消する目的で「輸入先多角化政策」を採り、事実上日本からの工業製品の輸入を制限してきた。しかし、最大時には924品目に及んだ「輸入先多角化品目」も、99年6月末には、炊飯器・携帯電話・中大型乗用車・油圧ショベル・大型カラーテレビ・NC旋盤等16品目の輸入解禁を最後に、完全撤廃された¹³。

こうした輸入規制の撤廃もあって、表2に見られるように、翌2000年から対日輸入が急増した。その結果、対日貿易赤字は100億ドルを超えるようになった。その後も貿易赤字は増加の一途を辿り、2002年には147億ドル、2003年には未曾有の190億ドルに達したのである。2004年も増勢は止まず、上半期だけで121.8億ドルに上り、年間で200億ドルを超えるのは確実視されている。こうした状況下での関税撤廃は、高関税国にとってはきわめて不利に働くと考えられている。

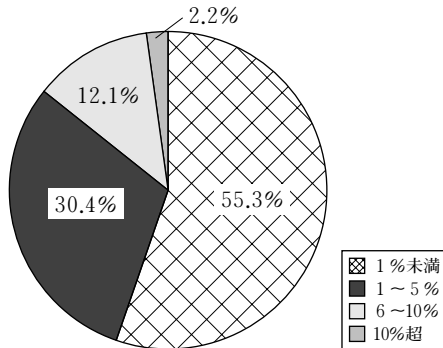
表2 韓国の対日貿易収支 単位：100万ドル

	対日輸出	対日輸入	対日収支
1996年	15,766.8	31,448.6	-15,681.8
1997年	14,771.2	27,907.1	-13,135.9
1998年	12,237.6	16,840.4	-4,602.8
1999年	15,862.4	24,142.0	-8,279.6
2000年	20,466.0	31,827.9	-11,361.9
2001年	16,505.8	26,633.4	-10,127.6
2002年	15,143.2	29,856.2	-14,713.0
2003年	17,276.1	36,313.1	-19,037.0

出所：韓国通関統計による。

確かに、韓国の対日加重平均実行関税率は9.19%と高く、日本の対韓加重平均実行関税率2.7%と比べると、実に6.5%の差がある¹⁴。協定締結によって、短期的に韓国の対日輸入が急拡大するであろうことは容易に推測されるのである。他方で、韓国の対日輸出の伸びは期待できない。とするなら、韓国の中小企業はもちろんのこと、自動車・電子機器・機械部品・造船等の主力産業にも大きな影響が出る。これまで日韓FTAに異議を唱えてこなかった全国経済人連合会や韓国貿易協会でも、最近は慎重論が台頭しているという¹⁵。

図1 韓国の関税率別対日輸出比率



出所：『東洋経済日報』2004年7月2日。

事実、韓国産業研究院が2002年の貿易統計を基に行った調査によれば、韓国の対日輸出品の55.3%が関税率1%未満という低関税品目であったという（図1参照）。つまり、韓国の対日輸出の過半が、既にゼロに近い日本の低関税率の恩恵を享受しており、FTA締結で関税が撤廃されても、これら過半の品目については、対日輸出増は望めないというわけである。いわゆる貿易創造効果は期待できないことになる。それだけではない。次に見るように、貿易転換効果も期待薄である。日本市場で競合する中国製品の競争力が強く、関税撤廃による中国製品から韓国製品へのシフトが容易ではないと思われるからである。いま少し敷衍しておこう。

(2) 日本市場における中国製品との競合

表3は、日本の輸入に占める韓国製品と中国製品のシェアを1990年と2000年について調べたものである。この表から窺われることは、中国製品の急速な日本市場浸透である。この10年間に中国製品がすべての品目で大きくシェアを伸ばしていることは容易に判明する。これに対して韓国製品は多くの品目でシェアを急減させている。機械機器・鉄鋼・光学機器・プラスチックでシェアを僅かに伸ばしているが、鉄鋼を除けばすべて中国のシェアに遠く及ばない。

表3 中国・韓国製品の日本輸入市場占有率 単位：%

	電気電子	機械	鉄鋼	光学機器	衣類	皮革	靴類	プラスチック	其他共計
中国1990年	3.5	0.5	7.0	0.3	27.5	9.0	12.3	3.4	5.1
2000年	16.6	9.3	16.1	10.2	75.3	42.9	65.0	16.5	14.5
韓国1990年	12.9	3.7	26.0	2.4	33.0	33.5	33.5	11.0	5.0
2000年	9.5	7.7	34.1	4.3	8.2	6.1	6.0	12.1	5.4

出所：『統一日報』2001年3月13日。

韓国製品は、2000年度までは、中国製品同様に日本から一般特惠関税制度（GSP）の適用を受け、輸入関税を免除されてきた。つまり、この表に示される期間は、中国製品と同じ条件の下、日本市場で競合してきたのであるが、鉄鋼を除けば、中国製品の台頭に苦戦を強いられてきたと見てよい。2001年4月からは、GSP供与を打ち切られた韓国製品には輸入関税が課されることになり、GSP供与が続く中国製品との競争条件は、韓国製品に著しく不利になった。韓国としては、日本とのFTAの締結による貿易転換効果によって、中国製品から韓国製品へのシフトに期待したいところである。しかし、日本とのFTAの締結で関税が撤廃されても、中国製品との競争という点では、競争条件を2001年3月以前の状態に戻すことを意味するに過ぎない。その結果は表3で見た通りであって、中国製品の競争力は強く、仮にFTAが締結されても、中国製品から韓国製品への転換は期待できそうにないのである。

上に見たように、日本市場における中国製品の競争力を考慮すると、日韓FTAの締結は必ずしも韓国製品の大幅な対日輸出増を導くものとはならない。

そればかりか、韓国の一方向的な輸入増となり、対日貿易赤字は際限なく膨らみそうである。とはいえ、韓国の貿易赤字は、中国のFTA参加によって解消しそうである。というのは、韓国の対日貿易は韓国側の大幅な赤字であるが、韓国の対中貿易は中国側の大幅な赤字、韓国側の大幅黒字であるからである。節を改めて見ておこう。

(2) 中国のFTA参加の可能性

表4を見てみよう。面白いことに、日本・中国・韓国の相互間貿易を見ると、日本は対韓黒字を計上するも対中貿易は赤字、韓国は対日赤字を計上するも対中貿易は黒字、中国は対韓赤字を計上するも対日貿易は黒字というように、1国だけが他の2国に対して一方的に赤字あるいは黒字を呈することはなく、何れの国もある相手国に対して黒字なら、別の相手国に対しては赤字となっている。したがって、貿易収支で見ると、二国間のFTAの締結は貿易不均衡を拡大する虞があるが、日・中・韓3カ国の協定であれば二国間の貿易不均衡が相互に相殺され、協定締結によって不均衡は是正されることになる。わけても韓国は対中貿易黒字が急増しており、対日赤字の埋め合わせも可能になりつつある。韓国が最近、日韓FTAよりも日中韓FTAに関心を持つのも頷けよう。

表4 日中韓3国の相互間貿易と貿易収支 単位：100万ドル

年	日→韓	韓→日	日収支	韓→中	中→韓	韓収支	中→日	日→中	中収支
1996	29,338	15,767	13,571	11,377	7,511	3,866	30,874	21,806	9,068
1997	26,086	14,771	11,315	13,572	9,116	4,456	31,820	21,689	10,131
1998	15,401	12,338	3,161	11,944	6,269	5,675	29,692	20,105	9,587
1999	22,957	15,862	7,095	13,685	7,808	5,878	32,399	23,336	9,063
2000	30,788	20,466	10,322	18,455	11,293	7,162	41,654	30,438	11,216
2001	25,410	16,506	8,904	18,190	12,521	5,669	44,958	31,097	13,861
2002	28,491	15,143	13,348	23,754	15,497	8,257	48,437	39,714	8,723
2003	34,675	17,276	17,399	35,110	20,096	15,014	59,423	57,219	2,204

注：各国の輸出統計から輸出金額を計上、収支は輸出国から見た収支金額である。
出所：各国の通関統計による。

日中韓FTAのメリットは、貿易赤字の解消に止まらない。3国の企業経営者

へのアンケート調査を見ても、輸出の拡大・通関手続きの簡素化・輸入コストの削減・国際分業の強化をメリットに上げているし、マクロレベルでも3カ国ともに貿易黒字が増大し、国内の厚生水準を大きく引き上げることが解かっている¹⁶⁾。日本経済新聞社が中国の国際商報、韓国の毎日経済新聞社と共同で実施した3カ国の経営者300人に対するアンケート調査でも、日本の経営者の70%、中国の経営者の64%、韓国の経営者の75%が日中韓FTAの必要性を認めている¹⁷⁾。

とはいえ、日本にとっては、日中韓FTAは日韓FTAより締結は困難である。というのは、日本は中国からのネギ・椎茸・畳表の輸入急増に対し、2000年4月23日に期間200日間の暫定セーフガード（緊急輸入制限）を発動し、中国から報復措置を受けたことがあるからである。ネギ・椎茸・畳表の他にもワカメ・ピーマン・ウナギ等の農水産物やタオル・ネクタイ・自転車といった工業製品も日本市場を席卷しており、中国とのFTA締結はきわめて困難である。日本の事情からは、日韓FTAを先行させ、中国とのFTAは次の課題ということになる。では、日韓FTAは如何にして締結させればよいのであろうか。

4. 地方版自由貿易協定の具体像

(1) 地域限定型の「地方版FTA」

日韓FTAの締結を図るやり方として、お互いに影響の少ない産業を選定し、そうした産業から始めて徐々に拡大するという方法もある。10年以内に完全なFTAを完成させればよいのである。このことはWTO（GATT）規約第24条でも認められている。しかし、問題は、国内の利害関係の調整に加えて、相手国の利害も絡んでいることでもあり、どの産業を残し、どの産業から始めるのかは容易に決まるものではない。とするなら、産業を選択・限定するのではなく、地域を選択・限定するのはどうであろうか。

筆者の提案は、地域を限定して自由貿易を試行してみるというものである。これだと日韓ともに影響が少ないと考えられる地域を選定することが可能になる。選定された地域で限定して自由貿易を試行してみれば、本格的なFTA締結による国民経済レベルの影響をある程度見極めることも可能になろう。試行し

てみて事前の予想とは違った結果が現れても、地域が限定されておれば、対応は容易である。こうして、地域限定のFTAが上手く行くようなら、全国規模の本格的なFTAに移行させればよいし、大事をとって、徐々に地域を拡大するという方法をとってもよい。10年以内に完全なものにすればよいのである。

日本では、地域を限定して規制を緩和する「構造改革特区」が各地に認可されているが、地域限定の「地方版FTA」を特定の地域に、自己責任で締結させて、構造改革特区として認めることは出来ないだろうか。自己責任とは、主に二つの内容から成る。一つは、「地方版FTA」の締結を希望する両国の地域が自身で交渉を行い、協定を締結することである。したがって、当該地域の実情に鑑みて、どうしても例外扱いにしたい品目があれば、相手地域との間で交渉し、認めてもらわなければならない。いま一つは、「地方版FTA」の締結の結果は、これをすべて当該地域が受け容れることである。すなわち、当該地域が被る影響についても、仮にそれが事前の予測を超えるものであっても、当該地域で対応し、対策を講じなければならない。自己責任とすることは、地方分権が叫ばれている昨今、地方への権限委譲の前提となる「地方の自立」を促すことにも繋がる。

(2) 地方版FTAの試行

それでは、「地方版FTA」は具体的にどの地域で試行すべきであろうか。筆者は、福岡を中心とする北部九州・山口と釜山を中心とする韓国東南圏とで構成される「日韓海峡経済圏」だと考えている¹⁸。この地域は海峡を挟んで日常的に頻繁な交流がある。航空路とフェリー航路に加えて、1日最大9往復の高速船の便もあり、航空機・高速船・フェリーを利用して「日韓海峡経済圏」を往来した人の数は、2002年には84万8000人、新型肺炎SARSの影響が大きかった2003年でも82万人に達した¹⁹。韓国からの修学旅行生については、2004年3月からビザ免除措置が採られている。一般の韓国人観光客にもビザ免除が拡大されれば、海峡を挟んだ人の往来は急拡大しよう。

「地方版FTA」のモデルケースとして「日韓海峡経済圏」を推奨するのは、単に人の往来が頻繁であるからだけではない。重要な理由は、日韓FTAの締結

のネックとなっている韓国側の一方的な巨額の貿易赤字や日本側の一方的な農水産物の輸入といった阻害要因が、「日韓海峡経済圏」では問題となり得ないからである。

まず、韓国側の貿易赤字の問題を見てみよう。周知のように、日韓貿易は一貫して韓国側の赤字が続いており、韓国が経済危機に陥った98・99年を除けば、貿易赤字額も100億ドルを大きく上回っている（表2参照）。これに対して、「日韓海峡経済圏」を構成する福岡・山口両県の対韓貿易は、むしろ韓国側の黒字基調で推移して来た。表5に示されるように、韓国側が赤字を呈するようになったのは2000年以降である。2001年には、その赤字も急減している。2002年から漸く韓国側赤字が急増するのであるが、その赤字幅も大きなものではない。というのは、日本の対韓貿易に占める福岡・山口両県のシェアは、対韓輸出よりも対韓輸入の方が大きいからである。ちなみに、2002年は対韓輸出シェア16.4%に対して対韓輸入シェア19.4%、2003年は輸出が前年比13.4%の増、輸入が同6.5%の減であったが、対韓輸出シェア16.6%に対して対韓輸入シェアは16.9%と大きかった²⁰⁾。

表5 福岡・山口の対韓輸出入 単位：億円

	対韓輸出	対韓輸入	対韓収支
1996年	3,519.8	3,637.3	-117.5
1997年	3,902.1	3,611.6	290.5
1998年	2,471.7	3,365.4	-893.7
1999年	3,589.1	3,779.1	-190.0
2000年	5,388.5	4,298.0	1,090.5
2001年	5,116.3	4,424.3	692.0
2002年	5,871.6	3,748.8	2,122.8
2003年	6,658.7	3,504.1	3,154.6

出所：門司税関『九州経済圏各県別の貿易（確定値）』各年版による。

以上に見たように、福岡・山口の対韓貿易は、日本全体の対韓貿易とは異なって輸入指向的であるということが出来よう。韓国にとっては福岡・山口は貿易赤字の拡大をそれほど心配しなくてもよい貿易相手なのである。それだけではない。福岡・山口にとっても韓国は好ましい貿易相手である。というのは、

日本側がFTA締結で打撃を受けると考える水産物を中心とした食料品を、福岡・山口は韓国向けに相当量輸出しているからである。ちなみに、2003年の対韓輸出に占める食料品のシェアは、福岡・山口ともに2.4%である。日本全体では0.7%であるから、福岡・山口の2.4%は決して小さな数字ではない。

具体的に見てみよう。福岡・山口の対韓輸出食料品の中心は「魚介類及び同調整品」で、2003年の輸出金額は100億2400万円である。日本全体の韓国向け同品目の輸出金額は150億7800万円であるから、福岡・山口は日本全体の輸出の66.5%、3分の2を占めている計算になる²¹⁾。もっとも、対韓輸入に占める食料品のシェアは福岡10%、山口25.6%とともに高い。しかし、輸入品の大半は生鮮・冷凍の魚介類である。つまり、「日韓海峡経済圏」では、韓国からの生鮮・冷凍の魚介類と福岡・山口からの魚介類及び加工食品という双方向の食料品貿易が行われていることになる。FTAの締結で打撃を受けるのは日本の生鮮魚だと考えられている。しかし、タチウオやスケソウダラが下関港から鮮度を保持して輸出され、韓国で焼魚や鍋物の材料として好評を博していることから明らかのように、鮮度のよい魚介類を活魚輸送する等で差別化できれば、生鮮魚の対韓輸出も可能となろう²²⁾。FTA締結による水産物の関税・非関税障壁の撤廃は、韓国側のみならず福岡・山口側にとってもメリットとなるのである。

(3) 港湾限定型の地方版FTA

以上のように、「日韓海峡経済圏」であれば、日・韓ともに抵抗も少なく、自由貿易を試行できよう。もちろん、「日韓海峡経済圏」といっても制度的に確立されたものではないので、地域をどのように限定するかが問題となる。地域の限定は、貿易取引の窓口である港湾を限定することで可能になるというのが筆者の考えである。差し当たりは、福岡・山口側は「FAZ（輸入促進地域）」の指定を受けている北九州港と下関港、韓国側は「経済自由区域」に指定されている釜山港と光陽港に限定すればよい²³⁾。いずれも港湾の保税機能がそのまま利用できるからである。そうなれば、急増する貿易取引に惹かれて、「FAZ（輸入促進地域）」や「経済自由区域」に物流業を中心とする外資が多数進出するという効果も期待できよう。もちろん、海峡経済圏の中心都市の玄関口であ

る博多港・福岡空港と蔚山港・金海空港が追加されれば、取引は一層の拡大をみよう。

このように港湾を限定することについては、次のような反論も成り立とう。すなわち、免税取引が可能な港湾に貨物が集中する結果、大きな混乱が生じかねないという反論である。筆者はその心配はないと考える。というのは、対韓輸入関税が加重平均で2.7%と低く、国内輸送コストが高い日本では、僅かな関税の節約のために北九州港や下関港を利用し、高い輸送コストを負担することは考えられないからである。円高基調であれば尚更のこと、荷主企業は最寄りの港湾で通関して高い国内輸送コストの削減を図ろうとするのである。関税の高い韓国向け輸出についても、北九州港や下関港に集中するのは、関税節約分が国内輸送コストをカバーし得る近隣の貨物に限定されよう。では、関税の高い韓国ではどうであろうか。韓国は日本と違い港湾の数も少なく、貿易取引は釜山港に集中している。「地方版FTA」の締結はハブ港湾釜山港への一層の集中を意味するだけである。韓国側でも混乱は考えられない。

こうして、「海峡経済圏」を舞台にして「地方版FTA」が上手く行くようなら、中国側にも参加を働きかけ、例えば環黄海地域の主要港である大連港・天津港・青島港との間で免税取引を実施するのである。この結果、日・中・韓3カ国の地方版FTAである「環黄海自由貿易地域」が誕生することになる。

韓国側や中国側との交渉は、関係する地方自治体の役割である。とはいえ、九州経済産業局のアドバイスは欠かせない。九州経済産業局は九州の自治体や経済団体を糾合し、韓国の産業資源部・地方自治体や中国の科学技術部・対外経済貿易合作部・地方政府との間で「環黄海経済・技術交流会議」を組織しており、政府の意向も踏まえた的確な判断が可能であると思われるからである²⁴。

「環黄海自由貿易地域」が成立をみれば、次に自由貿易地域は、日本海（韓国東海）・黄海・東中国海から成る「東アジア地中海」の沿岸地域にまで拡大しよう²⁵。その際に、FTAは政府間協定ではなく、地方間・都市間の「地方版FTA」とすべきである。地方レベルの協定である限り、台湾の参加や、朝鮮の羅津先鋒経済貿易地帯・開城工業地区・新義州特区の参加にも可能性が開けるからである。こうして、東アジア地中海地域相互間の経済関係は一層緊密化し、

この地域の人びとの連帯意識も強固となって、地域の安定と平和は担保されることになるのである。

(付記)

本稿は、2004年7月1日に開催された韓国国際通商学会の国際シンポジウム「東北アジアの経済協力と韓日FTA」の報告論文「地方版自由貿易協定の提唱」を加筆・修正したものである。報告の機会を与えて下さった韓国国際通商学会と予定討論者を務めていただいた韓国啓明大学校金都亨教授に感謝の意を表したい。

(注)

- (1). WTOホームページ (<http://www.wto.org>) による。なお、JETROは、① EU拡大に伴う失効分、②既存FTAへの新規加盟に伴う重複分、③GATT・GATS双方への通報に伴う重複分を控除し、有効な地域貿易協定を107としている (<http://www.jetro.go.jp>)。
- (2). 協定内容については経済産業省のホームページ (<http://www.meti.go.jp>) を参照されたい。
- (3). 『日本経済新聞』2002年10月25日。
- (4). 『通商弘報』2003年8月27日。なお、協定の内容については同2004年1月15日、同16日を参照。
- (5). 『通商弘報』2004年1月20日。
- (6). 『日本経済新聞』2003年6月23日及び『通商弘報』2003年10月14日。
- (7). 『通商弘報』2003年10月3日。
- (8). EUとメキシコの自由貿易協定の内容については、朝倉弘教・村松敦子「日本・メキシコ自由貿易地域の形成を考える(上)」『貿易と関税』48巻10号、2000年10月を参照されたい。
- (9). 日本関税協会『実行関税率表2004』同協会、2004年。
- (10). 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp>)。
- (11). 『日本経済新聞』2004年3月12日。

- (12). 『日本経済新聞』2004年6月18日。
- (13). 『日本経済新聞』1999年6月29日。
- (14). 『統一日報』2004年3月10日。
- (15). 『東洋経済日報』2004年2月20日及び同7月16日。
- (16). 詳しくは総合研究機構『NIRA政策研究』16巻12号, 2003年12月を参照。
- (17). 『日本経済新聞』2004年3月24日。
- (18). 日韓海峡経済圏については, 鄭義光・朴仁鎬・小川雄平「日韓海峡経済圏の形成と都市間協力」(『APCアジア太平洋研究』第9号, 2001年9月)を参照。
- (19). 九州旅客鉄道(JR九州)調べ。
- (20). 財務省統計及び門司税関統計より算出。
- (21). 財務省統計及び門司税関統計より算出。
- (22). タチウオ・スケソウダラの対韓輸出については, 『日本経済新聞』2004年6月14日及び同15日付け「水産王国夢再び」を参照。
- (23). 韓国は2003年12月, 従来の「自由貿易地域」と「関税自由地域」を統合し, 製造業・物流業を営む外資の誘致を図るべく「経済自由区域」を設けた(『通商弘報』2003年12月4日及び同12月10日)。
- (24). 九州経済産業局の対中国・韓国交流については, 同局国際企画調査課『九州アジア国際化レポート2003』同課, 2003年及び小川雄平『東アジア地中海の時代』明石書店, 2004年を参照。
- (25). 「東アジア地中海」について詳しくは, 小川雄平『東アジア地中海の時代』明石書店, 2004年を参照。